

利益相反管理方針

株式会社メルコイン（以下「当社」といいます。）は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第3号に則り、当社または当社の利害関係人とお客様の間で利益相反のおそれがある取引について適切に管理するものとします。

1. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反」とはお客様と当社または当社の利害関係人との間で利益が対立・競合する状況等をいい、「利益相反のおそれのある取引」とは、当社または当社の利害関係人が行う取引等において、お客様の利益が不当に害されるおそれがある取引（以下、「対象取引」といいます）をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

当社が利益相反のおそれのある取引として管理する取引は以下のとおりです。

類型	お客様と当社もしくは利害関係人	お客様と当社の他のお客様
利害対立型	お客様と当社もしくは当社の利害関係人の利害が対立する取引	お客様と当社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社もしくは当社の利害関係人が競合する取引	お客様と当社の他のお客様が競合する取引
情報利用型	お客様の取引に関する情報を取引に活用することによって、当社もしくは当社の利害関係人が利益を得ようとする取引	お客様の取引に関する情報を利用して当社の他のお客様が利益を得ようとする取引

3. 利益相反のおそれのある取引の管理方法

当社は利益相反のおそれのある取引について、以下の管理方法を選択し、または組み合わせることにより管理を行います。

- 1) 対象取引を行う部署と対象取引によって利益が不当に害されるおそれのあるお客様との取引を行う部署を分離する方法
- 2) 対象取引又は対象取引によって利益が不当に害されるおそれのあるお客様との取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
- 3) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反取引管理体制

当社は営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、一元的に利益相反管理を行うものとします。利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者はそれぞれコンプライアンス担当部署およびコンプライアンス担当部署の長とします。

利益相反管理統括部署及び利益相反管理統括者は、利益相反管理体制の有効性を定期的に検証し、継続的な改善に努めるものとします。また、役職員に対し本方針の周知徹底を図るとともに、研修等を通じて知識の向上を図ります。

5. 利害関係人の範囲

- ・ 当社
- ・ 当社利益相反管理部署が、管理対象に含める必要があると判断したグループ各社